

議案第47号

琴浦町三本杉ふるさと分校、琴浦町南部ふるさと広場の
指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項
に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条
の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 琴浦町三本杉ふるさと分校、琴浦町南部ふるさと広場
- 2 指定管理者
 - (1) 住所 鳥取県東伯郡琴浦町大字三本杉1071番地
 - (2) 団体名 三本杉ふるさと分校管理委員会
 - (3) 代表者 委員長 曾根下 裕一
- 3 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

令和2年3月4日 提出

琴浦町長 小松弘明

令和2年 月 日

琴浦町議会議長 小椋正和